

別表②『特別支援学級 援助の種類と金額』

支給費目	小学校	中学校
給食費	実費分を支給 ※教育委員会から直接市へ納入しますので、保護者口座への支給はありません。	
学用品費	実費分を支給 (支給限度額 年額11,520円)	実費分を支給 (支給限度額 年額22,510円)
	※領収書等の提出が必要です。	
	※年度途中で採用、転出等により在籍しない期間がある場合は、支給限度額を調整します。	
校外活動費	実費分を支給(交通費と見学料)	
(泊を伴うもの)	実費分を支給	
修学旅行費	6年生のみ 実費分を支給	3年生のみ 実費分を支給
新入学用品費	新1年生のみ 40,600円	新1年生のみ 47,400円
卒業諸費	6年生のみ 10,890円	3年生のみ 9,200円
転入学用品費	—————	20,500円(同一校再転入除く)
通学費	実費分を支給(認定基準を超えている方は、実費の1/2)	
	※交通機関は学校で指定されているものに限る。	
	※定期乗車券の写し等、実費分の確認書類が必要です。	
学校病医療費	学校病医療券の交付《う歯(むし歯)、トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイドなど》 ※詳細は学校又は学校保健安全課へ	

※義務教育学校の1～6年生については小学校1～6年生、7～9年生については中学校1～3年生と読み替えるものとする。

※生活保護受給者については、修学旅行費、卒業諸費、学校病医療券を支給します。